



## グローバルビジネスと人権: モデル契約条項 2.0 (3) サプライヤーの人権尊重規範策定の留意点

2024年8月

One Asia Lawyers Group

コンプライアンス・ニューズレター

アジア ESG/SDGs プラクティスグループ

### 1 はじめに

ビジネスと人権に関する問題を契約の観点から読み解く本シリーズ第3回では、サプライヤーが遵守すべき人権尊重規範（以下「サプライヤー規範」）を策定する際の留意点について取り上げる。

MCC 2.0では、サプライヤー規範において定めるべき具体的な条項は示されていないものの、これを策定するにあたっての留意点や、ここで定めるべき条項の観点が示されている。本稿では、これらの留意点や条項として定めるべき内容について紹介したい。

いずれにしても、MCC 2.0ではサプライヤー規範を定めるに先立って、人権デューデリジェンス（HRDD）を実施したうえで、発見された顕著なリスクについて具体的に言及すべきとしているところである。企業としては、責任ある企業行動規範を企業内部に取り入れ、HRDDを実践していくことが求められる。

### 2 サプライヤー規範が定めるべき要素

#### (1) 重要な要素

MCC 2.0はサプライヤー規範において最低限定めるべき重要な要素として、以下の5つを掲げている。

#### 1. 顕著な人権リスクの定義づけ

HRDD（人権デューデリジェンス）において当事者が特定した顕著な人権リスクを明確に特定および定義し、その発生がスケジュール P の違反を構成することを明示するとともに、契約前の HRDD で見落とされた顕著なリスクに対応するための柔軟性を残しておくこと

#### 2. 関連法令

契約またはその他の関係の期間中、当事者およびすべての下請業者やその他の代理人が遵守することが期待される関連法令および規制を明示すること

#### 3. 当事者の内部規範

サプライチェーン内のすべての者が認識し遵守することが期待される当事者の内部規範を明示すること

#### 4. 関連するマルチステークホルダー基準

#### 5. 関連する監査プロトコル

## (2) 顕著な人権リスクの定義づけ

サプライヤー規範においては、すべての潜在的なリスクを網羅する定型文を用いるのではなく、企業が広範な人権デューデリジェンス（HRDD）を行ったうえで、サプライチェーンで発見された顕著なリスクに、具体的に言及すべきであるとされている。そのうえで、顕著なリスクを可能な限り明確に定義づけ、人権侵害を構成する行為の具体的かつ実務的な内容を明確にし、どの侵害が契約の一時停止や解除を正当化するかを特定すべきである。

## (3) 関連するマルチステークホルダー基準及び監査プロトコル

MCC 2.0 では、Ethical Trading Initiative (ETI) のベースコード、SMETA (Sedex Members Ethical Trade Audit) などの参照可能な基準や監査プロトコルを列挙している。SMETA は違反の深刻度に関する評価システムを含んでおり、これらの基準等は、リスク識別やマッピングの際の出発点として有益である。

## 3 その他の観点

### (1) 初期的 HRDD に対する是正措置

初期のデューデリジェンスプロセス中に十分に特定されなかった、または後になって発見されたサプライチェーン内の他のリスクや侵害が存在する可能性がある。そのため、サプライヤー規範の策定に当たっては、契約前のデューデリジェンスを踏まえ、契約締結時または締結後すぐに、当事者が「是正計画」を策定することに同意することが考えられる。

この計画においては、優先順位に基づく長期的な目標と、各当事者が単独または他者と連携して実施する中間的なステップ、およびこれらのステップの達成日、報告および監視の手続を明示する。また、これらに対処するために、一時停止や解除等を定めることも有益である。

### (2) フロワードウン条項

サプライヤー規範をサプライチェーン全体で実施するためには、バイヤーの人権に対する期待を明確に示し、サプライチェーンのすべての階層でこれを実施する必要がある。

サプライヤーおよびすべての下位サプライヤーは、サプライヤー規範のすべての条項及び条件を完全に理解し、自身の事業範囲内のすべての人権問題に関する継続的な調査に基づいて契約を締結する必要がある。そのため、各サプライヤーが調達企業に対して負うすべての履行義務および責任を下位のサプライヤーにも適用することを義務付けるための、フロワードウン条項を定めることが有益である。

これをもって、調達企業と一次サプライヤー間での契約で定められた業務の実施方法や仕様は、下位のサプライヤーに対しても適用されることとなる。

また、一次サプライヤーは、調達企業が一次サプライヤーに対して有するすべての権利、救済措置を次の階層のサプライヤーに対して行使でき、各下位サプライヤーは、サプライヤーが調達企業に対して有するすべての権利、救済措置を、上位のサプライヤーに対して行使できるようにすることも検討に値する。さらに、調達企業が、下位のサプライヤーによる人権侵害に対しても直接権限を行使できるようにすることも同様に有益である。

### (3) 第三受益者条項

また、サプライヤー規範の実効性をより高めるため、影響を受けるステークホルダー（第三受益者）に対して、サプライヤーに対する権利や監視するための権限を与えることも提案されている。

こちらの詳細については、Corporate Accountability Lab の「Towards Operationalizing Human Rights and Environmental Protection in Supply Chains: Worker-Enforceable Codes of Conduct」（2021年2月）で確認することができる。

(以上)

〈注記〉本資料に関し、以下の点をご了承ください。

- ・本ニュースレターは2024年8月時点の情報に基づいて作成されています。
- ・今後の政府による発表や解釈の明確化、実務上の運用の変更等に伴い、その内容は変更される可能性がございます。
- ・本ニュースレターの内容によって生じたいかなる損害についても弊所は責任を負いません。

#### ◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group」は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または [info@oneasia.legal](mailto:info@oneasia.legal) までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

#### ◆ アジア ESG/SDGs プラクティスグループ ◆

One Asia Lawyers は、ESG・SDGs と人権 DD に関して、東南アジア・南アジア・オセアニアなどの海外においても、各国の法律実務に精通した専門家が、現地に根付いたプラクティカルなアドバイス提供およびニュースレター、セミナーなどを通じて情報発信を行っています。

ESG・SDGs・人権 DD に関連してご相談がございましたら、以下の各弁護士までお気軽にお問い合わせください。

<著者／アジア ESG/SDGs プラクティスグループ>



	<p><b>難波 泰明</b> One Asia法律事務所 大阪オフィス パートナー弁護士アジア ESG/SDGs プラクティスグループ リーダー 大阪市内の法律事務所での約7年間の勤務を経て独立し、法律事務所の 経営に携わり、国内企業の人事労務、紛争解決、知的財産、倒産処理 建築紛争、マンション管理、一般民事事件、刑事事件のほか、大阪市 債権管理回収アドバイザーなどの自治体実務を取り扱う。包括外部監 査人補助者も複数年にわたり務め、活用賞を受賞。 2021年9月、弁護士法人One Asiaに参画。フィリピンチームを担当し、 2023年からフィリピンに駐在。フィリピン進出に関する法令調査、人 事労務、各種コンプライアンス、M&amp;A、債権回収、撤退支援など、幅 広くアドバイスを提供している。 yasuaki.nanba@oneasia.legal 06-6311-1010</p>
	<p><b>佐野 和樹</b> One Asia Lawyers パートナー弁護士（日本法） ミャンマー拠点代表 アジアESG/SDGsプラクティスグループ 2013年よりタイで、主に進出支援・登記申請代行・リーガルサポート等 を行うM&amp;A Advisory Co., Ltd.で3年間勤務。2016年のOne Asia Lawyers設 立時に参画し、ミャンマー事務所・マレーシア事務所にて執務を行う。 2019年にミャンマー人と結婚し、現在はミャンマーに居住しながらミ ャンマー拠点代表として、アジア法務全般のアドバイスを提供している。 kazuki.sano@oneasia.legal</p>
	<p><b>齋藤 彰</b> One Asia Lawyers Group 顧問 弁護士・神戸大学名誉教授・CEDR 認定調停人 大手海運会社で北米・紅海・欧州向けの自動車専用船の運行管理を経 験したのち、研究者への転身を決意。神戸大学法学研究科で比較契約 法・国際取引法・国際 ADR 等の教育研究に従事し、学生の国際模擬仲 裁大会参加等を促進することにより、法律学のグローバル化に努めて きた。また法科大学院生の海外インターンシップ制度や英語による LL.M.プログラムの創設を主導した。その間に、ICC 仲裁及び調停の実 務にも従事し、英国を代表する ADR 機関であるCEDR の調停スキルト レーニング（CEDR MST）の日本での初の実施に尽力した。2018 年か らOne Asia Lawyers の顧問に就任し、実務・教育・研究の架橋に勤めて きた。ビジネスと人権及び海外腐敗慣行防止に向けた規律枠組みの最 新動向の調査研究にも取り組んでいる。 akira.saito@oneasia.legal</p>